

○内閣府令第六十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十一条の二及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第一項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号口中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該

譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

（道路交通法施行規則の一部改正）

第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第八号中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第一条による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第九十八条第二号口の規定の適用については、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード（氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

(道路交通法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第二条による改正後の道路交通法施行規則第十七条第二項第八号の規定の適用については、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定

によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。